

令和 6 年度八千代市教育委員会第 1 0 回定例会

令和 7 年 1 月 1 5 日

午後 1 時 3 0 分

議 事 日 程

- 1 開会
- 2 会議録署名人の指定
- 3 前回会議録の承認
- 4 報告事項
 - (1) 教育長報告
 - (2) 各課報告
- 5 議事
 - 議案第 1 号 第 4 期八千代市教育振興基本計画（素案）について
- 6 閉会

【教育長報告】

- 1 令和6年第4回八千代市議会定例会について

【各課報告】

- 1 特定事業主行動計画の実施状況の報告について（教育総務課）…資料1
- 2 令和7年八千代市成人式について（生涯学習振興課）…資料2

議案第 1 号

第 4 期八千代市教育振興基本計画（素案）について

第 4 期八千代市教育振興基本計画（素案）について意見を求める。

令和 7 年 1 月 1 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 嶺 岸 秀 一

第 4 期八千代市教育振興基本計画（素案）

特定事業主行動計画実施状況報告

令和 7 年 1 月

1. 目 的

本市では、子育て中の職員が仕事と子育てを両立しやすい環境や、女性職員が能力を十分に発揮できるような職場づくりのために、特定事業主行動計画を策定しています。

計画では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「八千代市職員の仕事・子育て両立プラン」と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく「八千代市女性職員の活躍推進プラン」と合わせて取り組みを進めるものとしています。今回は、それぞれの実施状況を報告します。

※「八千代市職員の仕事・子育て両立プラン」については、令和 5 年度の実施状況になり、「八千代市女性職員の活躍推進プラン」については、令和 6 年 12 月時点での実施状況になります。

2. 実施状況

★次世代法に基づく「八千代市職員の仕事・子育て両立プラン」関連（令和 5 年度）

※令和 2 年 3 月策定の後期計画より、対象が本市職員及び八千代市立小中学校等に勤務する県費負担職員になりました。

(1) 母性保護及び妊娠出産に伴う配慮

① 子育て支援パンフレットの周知

職員の子育てに係る育児休業・休暇等の服務制度、各種給付、公的支援制度や子育て中の職員に対する管理職員及び周りの職員のサポート方法などが書かれた冊子「やちよ子育て支援パンフレット」を使って職員への周知を図りました。この冊子は随時改訂を行い、新しい情報の把握・周知に努めました。

- 〔周知方法〕
- ・ 庁内 LAN の電子掲示板に掲載
 - ・ 子どもが生まれる職員への冊子配布
 - ・ 新規採用職員研修における冊子の配布及び説明

また、市内教職員に対しては、千葉県教育委員会が作成した制度利用に関する文書について、周知を図りました。

子どもを養育している職員だけでなく、周囲の職員にも制度を周知することが、子育てしやすい職場整備に結びつくと考えます。

② 妊娠中の職員への配慮及び気軽に相談できる環境づくり

子育て支援パンフレットにおいて管理職員に対し、妊娠中の職員の健康や安全、業務分担の見直し・引継ぎ等について配慮を促しました。

また、職員が育児休業・各種給付の手続き、健康や業務上の心配事等の問い合わせ・相談を気軽にできるよう、職員課を相談窓口として案内し、各担当職員が問い合わせ・相談に応じました。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

子どもの出生という親子にとって最も大事な時期に、家庭において親子の時間を大切にするとともに、出産後の妻をサポートすることが重要であることから、男性職員へ向けた育児参加休暇について、取得期間の緩和を図りました。

また、子育て支援パンフレットを通じ男性職員に対し、配偶者の分べん時の特別休暇（配偶者分べん休暇、育児参加休暇）及び年次休暇等を利用した育児のサポートや管理職員・周囲の職員の配慮について促しました。

(3) 育児休業を取得しやすい環境の整備等

① 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成等

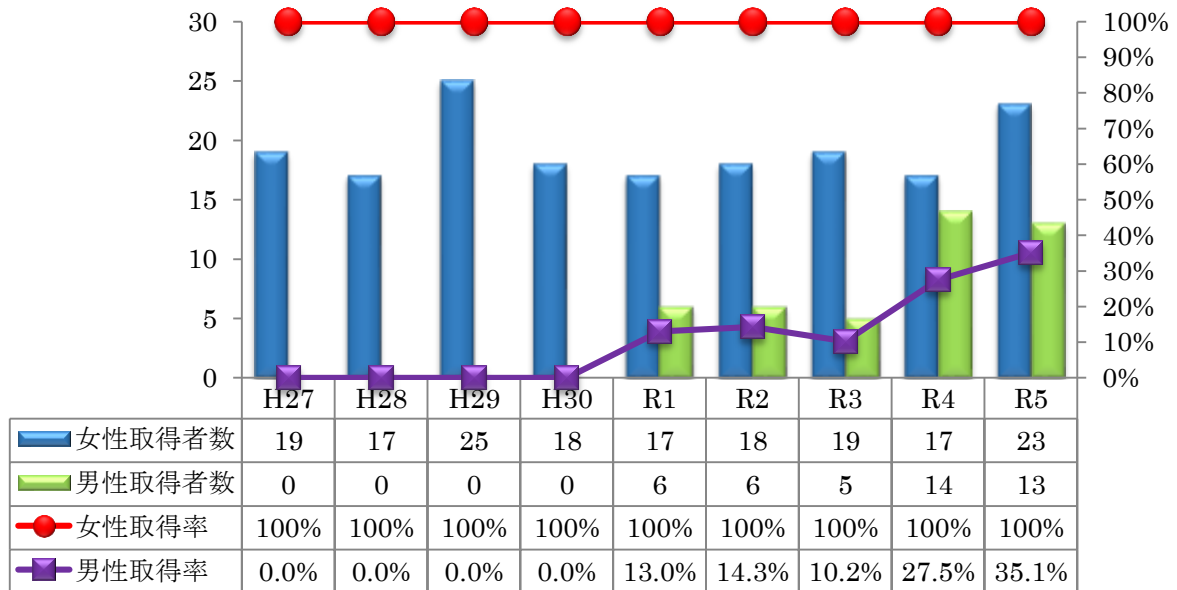
職員の育児休業の取得を促すため、子育て支援パンフレットを通じ、育児休業制度や給付制度、育児休業を取得する職員の支援等について周知し、特に男性の育児休業の取得を促すために、男性職員の育児休業経験談を紹介しました。

また、職員の育児休業取得により既存の人員で業務遂行が困難になるときは、必要に応じて任期付職員及び会計年度任用職員を任用し代替要員の確保を図りました。

② 育児休業取得について意向確認書で確認

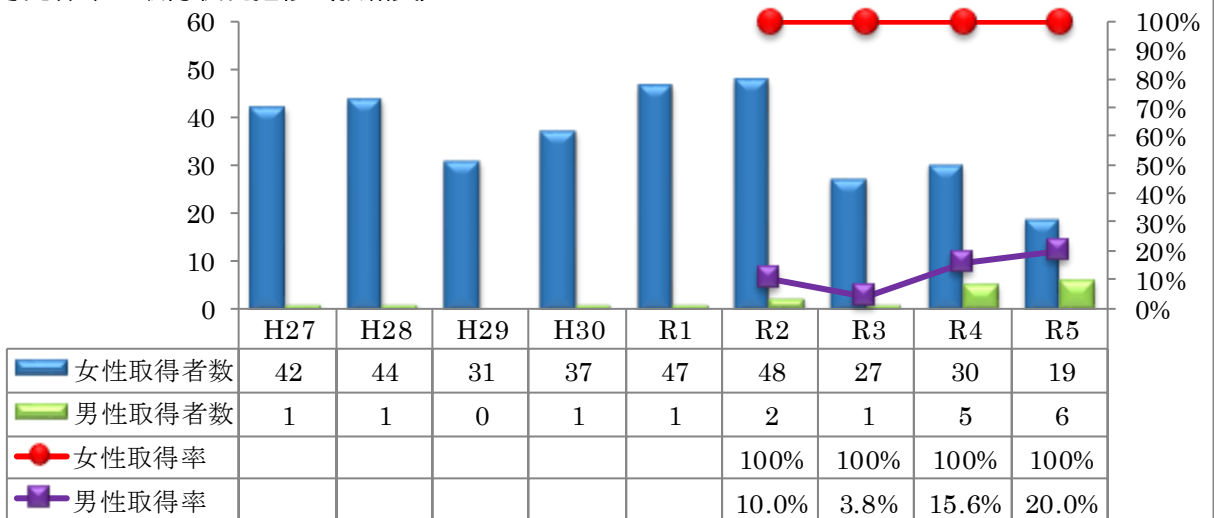
育児休業を取得しやすくなるよう、女性職員だけでなく、子どもが生まれる男性職員に対しても、育児休業取得の意向について所属長と面談し、意向確認書を作成することとしました。

◆育児休業の取得状況推移（市職員）



また，市内教職員に対しては，千葉県教育委員会が作成した制度利用に関する文書について周知を図りました。

◆育児休業の取得状況推移（教職員）



※令和２年度から取得率を表示

本市の目標は，男性職員の育児休業取得率を１０％としています。また，女性職員については現行の水準（過去５年間の取得率１００％）を維持していきます。今後も職員が育児休業を取得しやすくなるよう職場全体の意識改革や雰囲気づくりに努めます。

(4) 時間外勤務の縮減

職員の健康管理と公務能率の向上を図るため、以下の取組みを行い、時間外勤務の縮減に努めました。

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どもを養育している職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限するための制度の周知。
令和5年度請求者：0名（時間外勤務制限）
- ② 一斉定時退庁日（火曜日）及び定時退庁促進日（木曜日）の周知徹底。
- ③ 土日祝日の時間外勤務命令をする際の週休日の振替、代休制度の利用促進。
- ④ 各所属における「時間外勤務管理表」の作成。
- ⑤ 時間外勤務の多い職場の所属長へのヒアリングによる注意喚起、必要に応じた職員配置。
- ⑥ 時間外勤務の多い職員に対するアンケートの実施や、産業医の面接やカウンセラーによるメンタルヘルスの相談等健康面における配慮。
- ⑦ メンタルヘルスに係る研修実施。
「管理監督者が果たすべき安全配慮義務及びハラスメント防止対策研修」
（管理監督職対象）

本市では、職員の一年度の時間外勤務時間数について、「八千代市職員の勤務時間に関する規則」に定める上限 360 時間以内を目標としています。



市内教職員においては、校長会議等を活用して時間外勤務縮減について口頭による指示伝達を複数回行い、周知徹底に努めました。また、八千代市公立小中学校教職員健康管理推進委員会を開催し、教職員のストレスチェックの結果を共有するとともに、業務適正化、健康の管理・増進、職場環境の在り方等について確認しました。働き方改革に向けた学校や教育委員会の取組については、八千代市立小中義務教育学校教育課程・業務改善検討委員会において、検討し、市関係行事のみなおしを図るなど、状況の改善に努めています。

◆時間外勤務の状況推移（教職員）

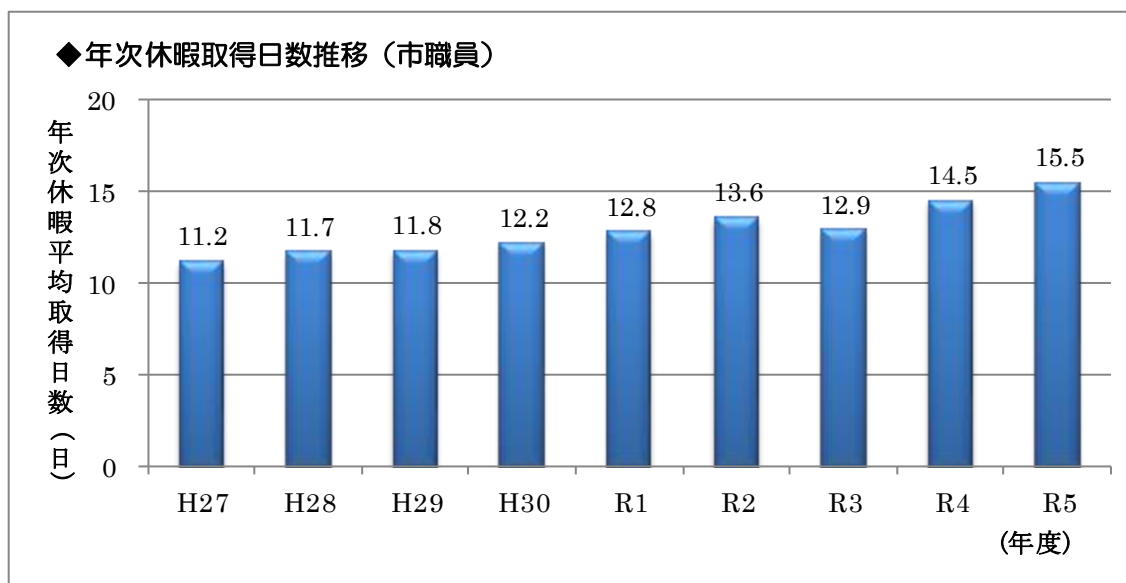
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
小学校	53.4人 9.5%	54.3人 9.7%	55.1人 10.0%	71.3人 12.8%	58.1人 10.8%	36.9人 6.5%	46.7人 8.0%	43.5人 7.5%	36.6人 6.3%
中学校	48.0人 14.5%	53.8人 16.1%	52.9人 16.2%	58.8人 18.2%	57.1人 18.4%	34.3人 10.6%	48.6人 14.8%	45.8人 14.0%	44.6人 13.4%

※80時間以上の時間外勤務者の月平均人数（割合）

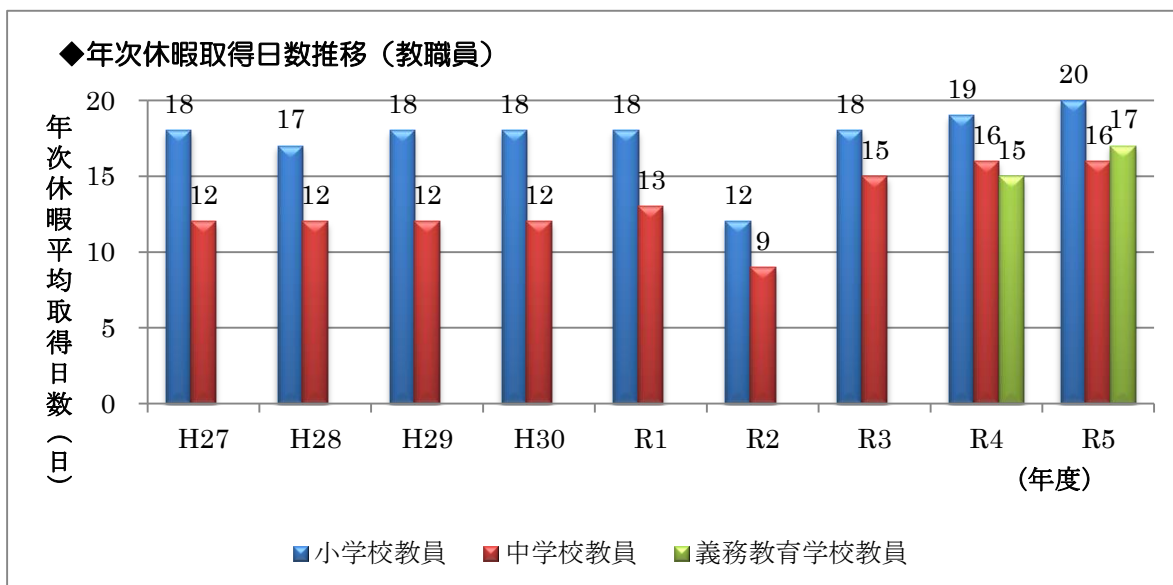
(5) 休暇の取得の促進

子の看護休暇については、子の対象年齢を中学校未就学児までに引き上げ、制度の拡充を図りました。

また、各所属において年度当初に作成する年次休暇等使用促進計画表に基づき、計画表に基づいた年次休暇を取得していない場合は、所属長より計画的な取得について指導するよう周知しました。また、一つの業務に複数の職員が関わる等の相互応援体制を整備し、安心して職員が年次休暇を取得できるよう、休暇を取得しやすい雰囲気づくりや公務能率の向上に努めました。



また，市内教職員においては校長会議等を活用して計画的な年次休暇の取得に向けて配慮するよう周知を行うとともに，新年度の年間行事作成する際に市教育委員会が主催する研修会や会議等の見直しを行い，年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めました。



本市では，令和6年度までに全職員が年次休暇を年度で11日以上取得できるようにすることを目標としています。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の取組み

現在子育てをしていない職員に対しても子育ての重要性や大変さ，少子化対策の意義を啓発するため，職場業務や子育て環境の見直しを含めた，男女共同参画社会の推進についての研修を行いました。

(7) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

職員が，将来を見据えた自己啓発・能力開発を支援するため，通信教育講座の受講や資格の取得等を行う場合の助成を行いました。

(8) 非常勤職員への配慮について

非常勤職員向けに整備された産前産後休暇，育児休業，子の看護休暇等の仕事と子育ての両立支援制度について周知を図りました。また，職員が育児休業を取得しやすくなるよう，育児休業の取得制限回数の緩和等の改正を行いました。

★女性活躍推進法に基づく「八千代市女性職員の活躍推進プラン」関連（令和6年12月時点）

※対象は本市職員（八千代市立小中学校等に勤務する県費負担職員は対象外）。

（1）職員採用試験における女性志望者の拡大

- ・職員募集において、女性職員を掲載したパンフレットや動画を作成し、PRを図りました。
- ・消防職員の採用に当たって、消防庁舎や訓練の見学のほか、大学、専門学校、高校などを訪問して、採用説明を行いました。

【職員採用試験における女性の申込状況】

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
消防職以外	申込者数	279	326	319	365	538
	女性	127	119	101	158	235
	女性割合	45.5%	36.5%	31.7%	43.3%	43.7%
消防職	申込者数	49	53	31	30	27
	女性	3	6	1	2	0
	女性割合	6.1%	11.3%	3.2%	6.7%	0%

※各年度9月実施試験の状況

（令和5年度は7月実施分、令和6年度は6月実施分を含む）

【数値目標を設定した項目の進捗状況】

・職員採用試験からの採用者に占める女性の割合

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値 （令和7年度）
全職種	39.5%	50.0%	54.9%	31.4%	50.0%
消防職以外	51.9%	62.2%	65.0%	39.3%	
消防職	9.1%	9.1%	18.2%	0%	

※各年度4月1日現在

・配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

区分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	目標値 (令和7年度)
両休暇取得者の割合	28.6%	35.4%	52.9%	64.9%	80.0%
配偶者出産休暇	73.8%	68.8%	78.4%	89.2%	
育児参加休暇	28.6%	39.6%	58.8%	75.7%	

令和 7 年八千代市成人式
黎明～華麗なる未来へのプロローグ～

1. 実施日 令和 7 年 1 月 12 日（日）
2. 主 催 八千代市・八千代市教育委員会
3. 会 場 八千代市市民会館
4. 対象者 2,101 人（男性：1,056 人 女性：1,045 人）
平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた市内在住者
令和 6 年 10 月末日データにて，案内状を送付
5. 出席者 1,384 人（男女別集計無）
6. 出席率 65.9% （前年比 4.8 ポイント増）
7. 実施結果 関係者のご協力のもと，式典と公募による若者で構成されたプロジェクトチームによるビンゴゲームなどの企画を実施いたしました。

当日は，大きな事件・事故もなく，つつがなく成人式を執り行うことができ，20 歳を迎える方を祝福・激励することができました。

第4期八千代市教育振興基本計画 (素案)



令和7年 月

八千代市教育委員会

はじめに

現代社会は、少子高齢化・人口減少、グローバル化の進展、気候変動による異常気象や自然災害リスクの増大、世界的な感染症の流行や国際情勢の不安定さに象徴される、これまで想定されなかった事態が発生する予測困難な時代となっています。このような社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、個人や社会のウェルビーイング^{※1}を実現するため必要とされる主要な知識、スキル及び態度・価値を示しているのが、OECD^{※2}が提唱するラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030（以下ラーニング・コンパス^{※3}）です。

このラーニング・コンパスという名称には、学習者である児童生徒が指導や指示等をそのまま受け入れるのではなく、未知なる環境の中を自力で歩みを進め、責任をもって進むべき方向を自分で見出すことが大切であるという想いが込められています。

本市の子どもたちが、将来の予測が困難なVUCA^{※4}と言われる時代の中で、たくましく、しなやかに変化を乗り越え、よりよく自らの人生を切り拓いていくためには、「ラーニング・コンパス」を手にもつて多様な方向性を探っていくという経験を繰り返すことで、自律して学び続ける人間に成長していかなければなりません。

そのためには、子どもに関わる全ての大人が、子どもは有能な学び手であると『本気』で捉え、子どもの学びの伴走者となり、子ども主体の学びを進めていくという意識をもたなければなりません。

子どもは、適切な環境が整えば主体的・能動的に力を伸ばす有能な学習者であるという共通認識をもち、潜在的にもっている資質・能力を自ら引き出し、伸ばそうとする子どもたちの伴走者として学びを支え、自律して学び続ける人間を育てる教育を推進していきたいと考えています。

このたび、本市教育委員会は、その果たす役割を深く認識し、これからの6年間を見据えた教育の目標や施策の方向性等を示す「第4期八千代市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画は、「第2期学校教育推進計画」「第4期八千代市生涯学習推進計画」「第3期八千代市スポーツ推進計画」を3本の柱とすることで計画の達成を図ろうとするものです。子どもたちはもとより成年からシニアまで、各々のライフステージや興味関心に応じた多様な学びを得られるように環境を整え、市民一人一人が生きがいを感じ、幸福感に満たされた生き方ができることを目指します。そして、教育の充実が、個、家庭、地域全体にウェルビーイングをもたらす、持続可能で豊かな地域社会の創造につなげていけるよう、学校教育と社会教育を一体的に推進してまいります。

令和7年3月

八千代市教育委員会

※1 ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを示し、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じつとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあるにあることも含む包括的な概念

※2 OECD:「Organisation for Economic Co-operation and Development」(経済協力開発機構)は、世界経済や社会福祉の向上を目的とする国際機関

※3 ラーニング・コンパス:生徒が、未知なる環境の中を自力で歩みを進め、意味のある、また責任意識を伴う方法で、進むべき方向を見出す必要性を強調する目的で採用された比喻

※4 VUCA:Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を取った造語で、変化が激しく、将来の予測が困難な状態

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 教育を取り巻く状況	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	2
(3) 本市の取組	3
(4) ESDとしてのSDGsへの取組	3
第 2 章 本市が目指すこれからの教育	4
1 基本目標	4
2 基本方針	4
(1) 教育	4
(2) 生涯学習	4
(3) 文化	4
(4) スポーツ	4
3 施策と取組	5
4 計画の進行管理	8
資料	9
市民憲章・都市宣言	

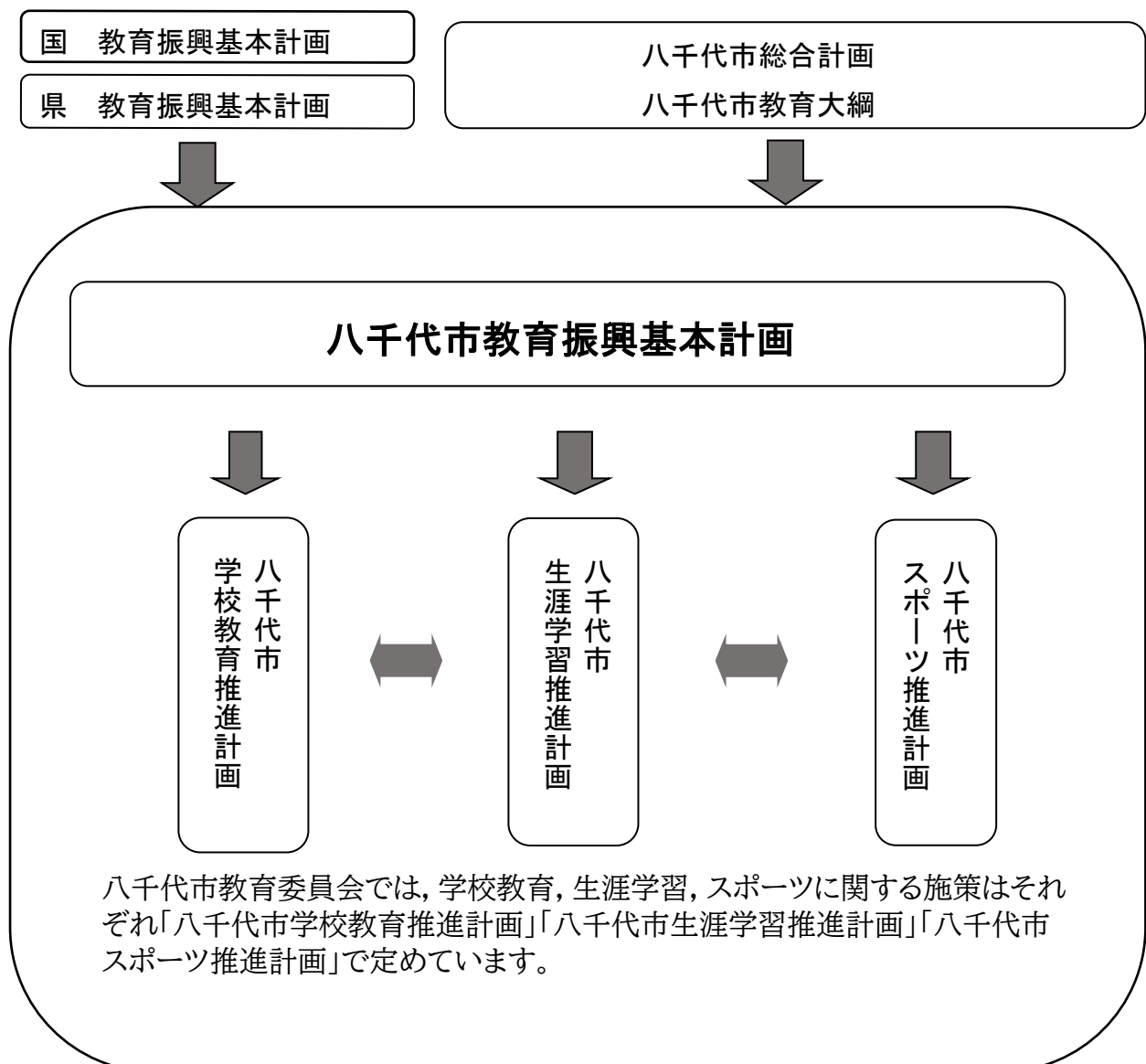
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「八千代市教育振興基本計画」は、本市における総合的かつ計画的にまちづくりを進める指針として策定される「八千代市総合計画」と整合を図り、学校教育、生涯学習、文化・スポーツに関する施策を包含したものであり、教育の基本目標及び施策の方向性等を示す計画です。

2 計画の位置づけ

この計画は、「八千代市総合計画」を上位とした関連する各種分野別計画と整合を図り、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、八千代市における「教育振興基本計画」として位置づけるものです。



3 計画期間

第4期八千代市教育振興基本計画の計画期間は、令和7年度(2025)から令和12年度(2030)までの6年間とします。なお、計画期間内であっても社会情勢や新たな教育課題等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

(年度)

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
八千代市 教育振興基本計画	第2期 【～令和3年度】	第3期八千代市教育振興基本計画 【令和4年度～令和6年度】			第4期八千代市教育振興基本計画 【令和7年度～令和12年度】					
八千代市 学校教育推進計画		八千代市学校教育推進計画 【令和4年度～令和6年度】			第2期八千代市学校教育推進計画 【令和7年度～令和12年度】					
八千代市 生涯学習推進計画	第3期八千代市生涯学習推進計画 【令和3年度～令和6年度】				第4期八千代市生涯学習推進計画 【令和7年度～令和12年度】					
八千代市 スポーツ推進計画	第2期八千代市スポーツ推進計画 【令和3年度～令和6年度】				第3期八千代市スポーツ推進計画 【令和7年度～令和12年度】					

4 教育を取り巻く状況

(1) 国の動向

令和5年6月に、第4期教育振興基本計画が閣議決定され、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき「総括的な基本方針」として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げました。

さらに、実効ある教育施策を進めていくため、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭でともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の「5つの基本的な方針」と「16の目標と基本施策、指標」を定め、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示しています。

(2) 県の動向

県は、令和7年3月に策定(予定)の第4期千葉県教育振興基本計画中で、「子供たちの自信を育む教育の土台づくり」「未来を切り拓く人の育成」「地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり」の3つの基本目標を定め、人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成を目指しています。

(3) 本市の取組

本市では、令和4年度から令和6年度まで、「第3期八千代市教育振興基本計画」において、教育目標「未来を拓き、豊かに生きる人間を育む」に向けた、基本方針を示すとともに、3本の柱である「八千代市学校教育推進計画」、「第3期八千代市生涯学習推進計画」、「第2期八千代市スポーツ推進計画」により、それぞれの施策を推進することで、教育の振興に取り組んできました。

また、コロナ禍においては、話し合い活動や学校行事など様々な活動が制限されるなど、教育活動の一部に支障が生じ、不登校の増加や体力低下など、児童生徒の学習や心身に影響が出ました。本市ではこの課題に対し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進することで、誰一人取り残さない教育を実践しています。

(4) ESDとしてのSDGsへの取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

一方、ESD（持続可能な開発のための教育）は、SDGsの全ての目標の実現に寄与するものであることが第74回国連総会において確認され、学習指導要領の基盤となる理念とされています。

本市では全ての小中義務教育学校において、ESDを推進し、持続可能な社会の創り手の育成を目指し、教育活動を推進しています。

《持続可能な開発目標》



第2章 本市が目指すこれからの教育

1 基本目標

八千代市第5次総合計画では、まちづくりの基本目標となる将来都市像を「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」と定め、「誇りと愛着」「共生と自立」「安心と安全」を基本理念としています。

本計画は、「しなやかに未来を拓き、豊かに生きる人間を育む」ことを教育目標として掲げ、様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができるよう、持続可能な社会の創り手を育成するとともに、教育を通じてウェルビーイングの向上に取り組めます。

2 基本方針

(1) 教育

グローバル社会を生きる子どもたちには、自他を大切にし、尊重する心を育てることや多様性を認め、他者と協働して課題を解決する力を育てることが求められています。

道徳教育や体験活動、多様な表現活動等を通して、情操豊かな心の育成、地域を愛する心や誇りを育むための教育を推進し、青少年健全育成に取り組むことにより、学校・家庭・地域社会が一体となって、誰一人取り残さない社会づくりを実現します。

(2) 生涯学習

平均寿命が伸長する中、豊かな人生を送るためには、生涯にわたり学習できる環境の整備と学習成果を地域活動に活かすことができる体制が必要です。

誰もが身近な場所で、学習活動に取り組める学習の機会や情報提供の充実、施設整備などの学習支援体制の充実を図るとともに、学びを通じた市民相互の交流活動や得られた知識を地域社会に活かすことができる生涯学習を推進します。

(3) 文化

市民の心の豊かさや地域の魅力を高めるため、より多くの人が文化芸術に興味を持ってもらい、文化芸術活動の活性化が重要となっています。

誰もが文化芸術を身近に感じ、市民の自主的な文化活動を支援するとともに、先人が守ってきた伝統文化の継承と貴重な文化財の適切な管理・保存、観光資源としての有効活用を図ります。

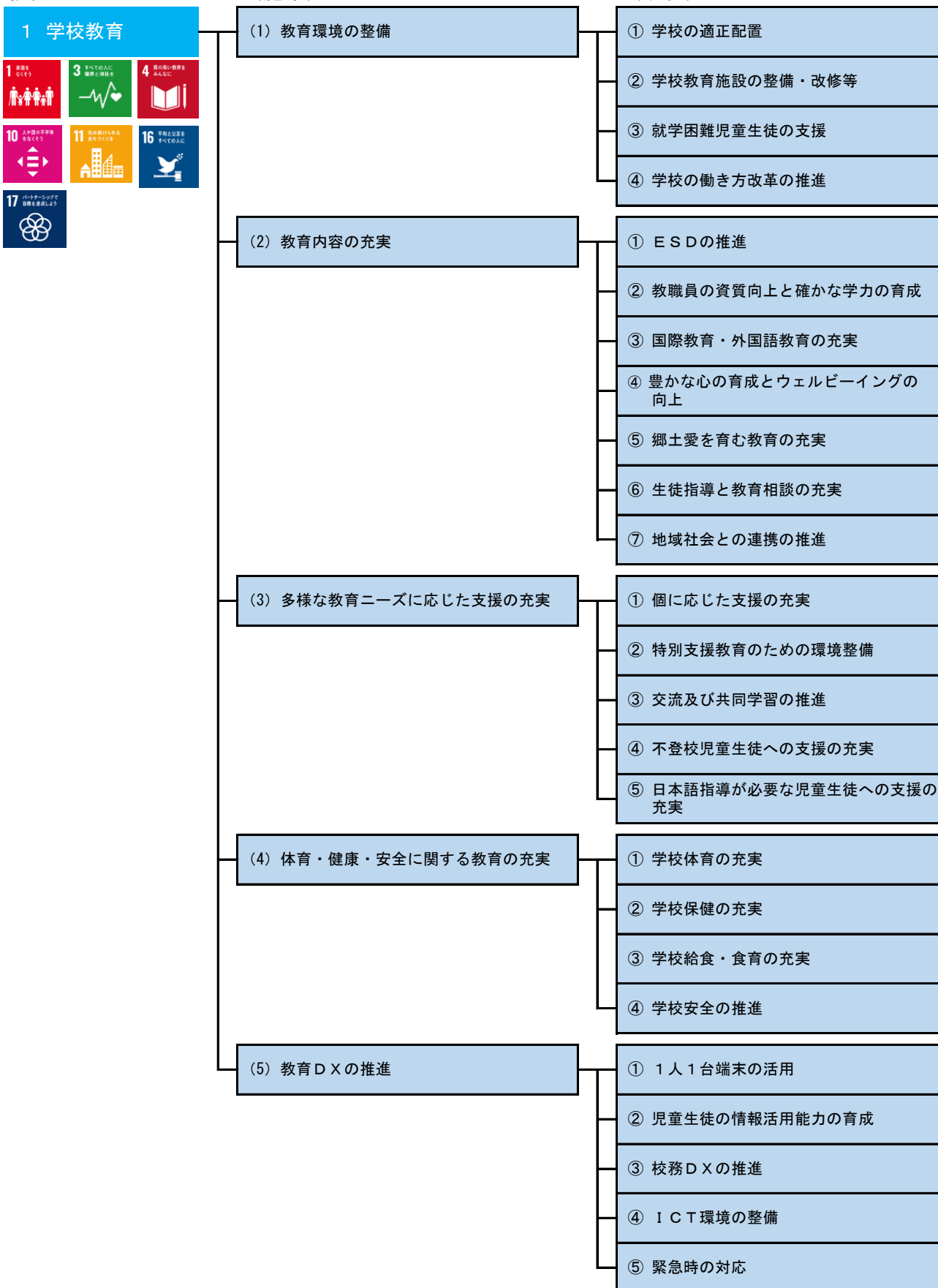
(4) スポーツ

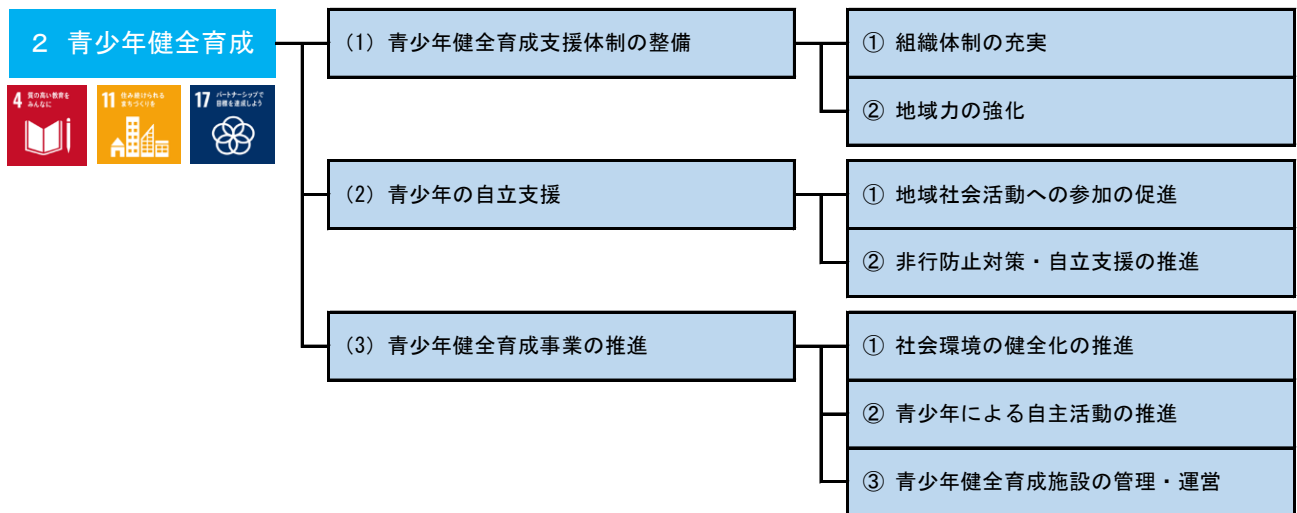
スポーツへの関心や意欲の高まりを受けて、誰もが気軽に参加することができ、スポーツをより親しむことができる環境が求められています。

健康増進につながるスポーツの重要性や魅力を伝えることで市民の関心を高め、生涯にわたって自発的にスポーツを楽しめる機会の提供と環境の整備・充実を目指します。

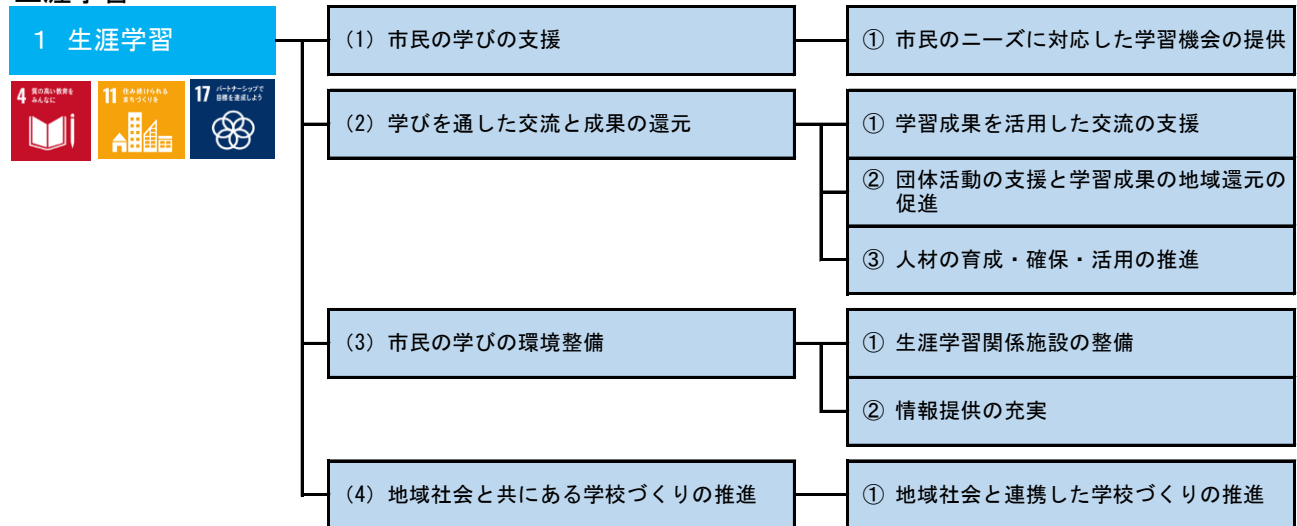
3 施策と取組

教育

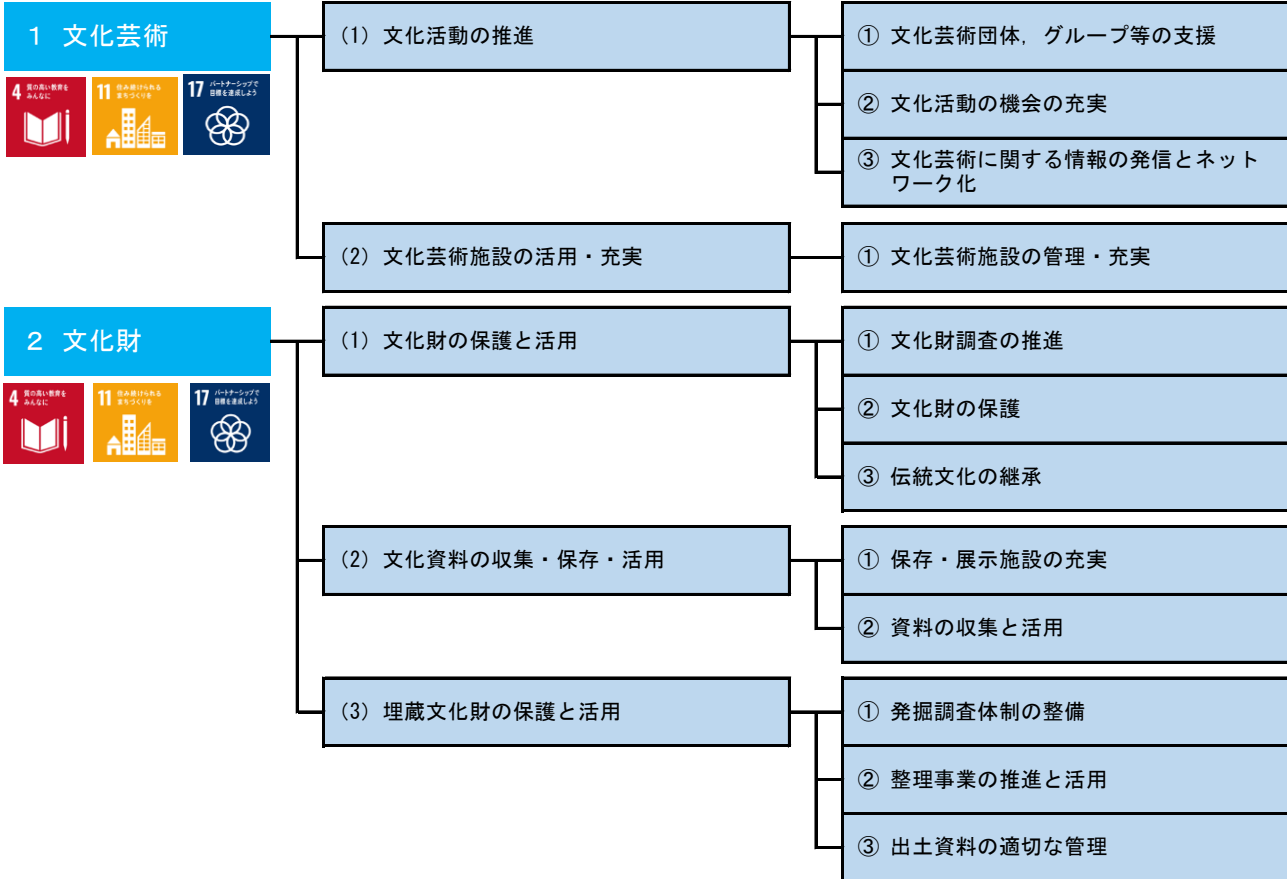




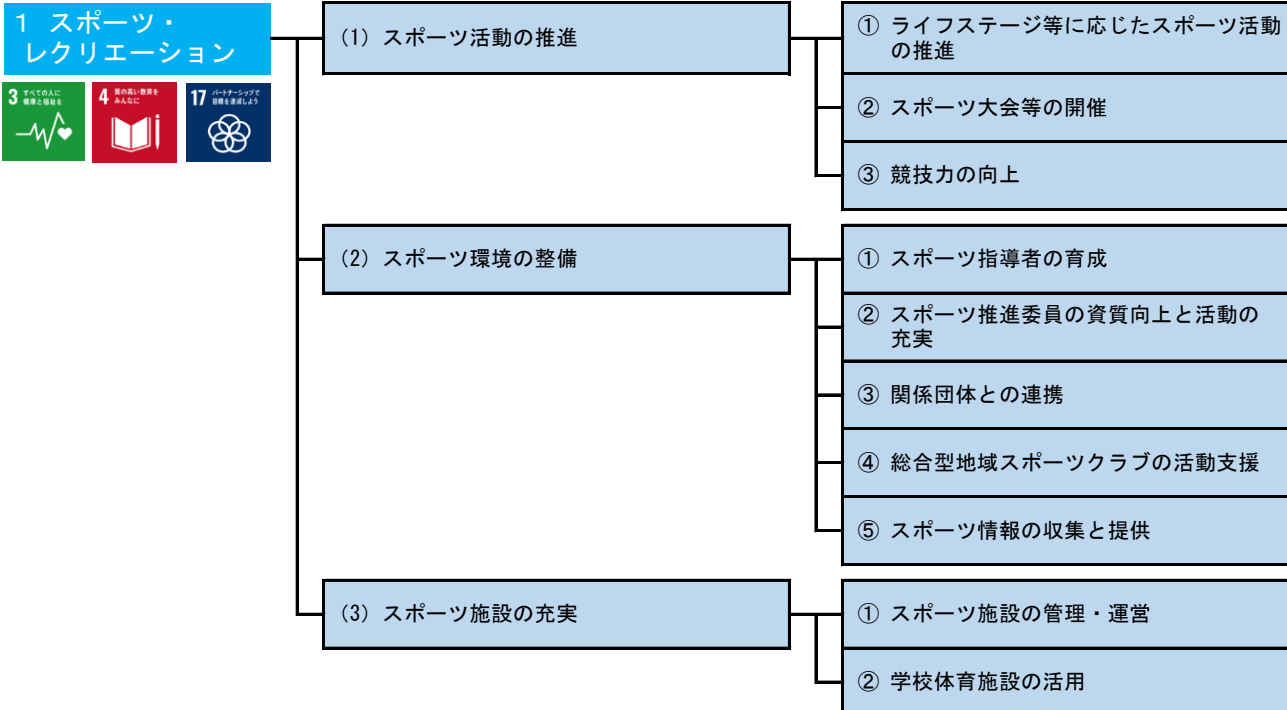
生涯学習



文化



スポーツ



4 計画の進行管理

本計画を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、点検、評価及び公表するとともに、八千代市学校教育推進計画、八千代市生涯学習推進計画及び八千代市スポーツ推進計画の計画ごとに評価し、計画の進行を管理します。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

八千代市民憲章

光よ、土よ、風よ、水よ、きょうも新しい命をありがとう。
わたしたちは、生ある限り、互いに支え合い、共に生きる社会をつくるため、
ここに八千代市民憲章を定めます。

1. やさしい心と明るい声が響き合う、健やかなまちをつくりまします。
1. 小さな一歩を積み重ね、地球を考えるまちをつくりまします。
1. よろこびと希望に満ちた、安心して住めるまちをつくりまします。
1. 自然を愛し、緑と花を育て、文化と潤いのあるまちをつくりまします。
1. みんなで支え合い、共に生きるまちをつくりまします。

平成10年11月19日制定

八千代市子ども憲章

緑豊かな自然に恵まれた八千代市の輝かしい未来を願う私たちは、
八千代市を誇りに思い、愛と友情あふれるやさしい心を持ち、「みんなが一人のために、
一人がみんなのために」を心がけながら、手を取りあい、だれもが好きになるすばらしい
八千代市にしていくことを誓い、ここに「八千代市子ども憲章」を定めます。

- 【自 然】 私たちは、八千代市のシンボル新川を守りつづけながら、
ゴミのない自然の豊かなきれいなまちをつくっていきます。
- 【夢】 私たちは、自分の夢に向かって、共に語りあい励ましあいながら
前進するため日々努力していきます。
- 【命】 私たちは、明るく健康な毎日を送れるように心がけ、
両親から与えられたかけがえのない命と、
地球すべての命を大切にしていきます。
- 【思いやり】 私たちは、いつも相手の気持ちを考える心を持ち、
仲間と協力しあい助けあっています。
- 【礼 儀】 私たちは、だれとでも明るいあいさつをかわし、
たがいにマナーを守って、気持ちよくふれあっています。
- 【文 化】 私たちは、八千代市の文化や伝統を大切にし、さらに、世界の仲間たち
との交流を深めることで新しい文化をつくっていきます。

2001年1月1日制定

緑の都市宣言

私たちは、祖先が培った豊かな緑と美しい自然環境の中で生活を営んでいる。
この緑豊かな自然環境こそ、私たち八千代市民共通の誇りであり宝である。
私たちは、この緑豊かな八千代市に永遠に住み続けたいと念願する。
そのため私たち八千代市民は、
失われつつあるこのふるさとの貴重な緑を守り身近な緑を育み、
後世に引き継ぐために全ての市民が一体となり、決意をもって総力をあげ、
緑に囲まれ安らぎと潤いのある、健康的で人間が住むにふさわしい街づくり
をすることを誓い、八千代市を「緑の都市」とすることをここに宣言する。

昭和62年5月23日 八千代市

平和都市宣言

私たち八千代市民は、
21世紀に向けて「調和のとれた人間都市」八千代市の実現をめざしている。
この将来都市像の実現は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。
私たち八千代市民は、わが国が世界唯一の被爆国として、
核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを世界の人々に訴え続けるとともに、
再び地球上に広島・長崎の惨禍が繰り返されることがないように
世界の恒久平和の達成を強く念願するものである。
私たち八千代市民は、生命の尊厳を深く認識し、
将来にわたって、わが国の非核三原則が堅持されとともに、
平和を脅かす核兵器の廃絶と世界の恒久平和の達成のため努力することを決意し、
ここに平和都市を宣言する。

昭和62年9月18日 八千代市

健康都市宣言

私たち八千代市民は、新川のようにおだやかなまちの中で、だれもが生きがいをもち、
安心して自分らしく、心豊かに暮らせることを望んでいます。

私たちは健康について考え、家族や地域の人たちと学び合い、ふれあいの輪を広げながら、
地球市民であることを自覚し、健康的な環境づくりに努めます。

ここに市民一人ひとりが、愛と夢、勇気をもって、
生きていることの幸せを実感できるまちづくりを誓い、「健康都市」を宣言します。

平成11年3月19日 八千代市

第4期八千代市教育振興基本計画

編集・発行：八千代市教育委員会 教育総務課

住 所：〒276-0045

千葉県八千代市大和田138-2

電 話：047-481-0300

F A X：047-486-3199

E - mail：kyousoumu1@city.yachiyo.chiba.jp